

令和6年3月26日

輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

一般旅客定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、船舶安全法及び安全管理規程違反が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：小値賀町

住 所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

代表者の氏名：西村 久之

2. 行政指導実施日

令和6年3月26日（火）

3. 行政指導の概要

関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底するなどを内容とする改善措置について、令和6年4月25日（木）までに文書により報告すること（詳細は別紙参照）。

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：池田（いけだ）、山崎（やまさき）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和5年9月11日、11月10日
事業者名	小値賀町
船名	はまゆう
発出日	令和6年3月26日
法令違反等の概要	<p>小値賀町が経営する一般旅客定期航路事業において運航する旅客船「はまゆう」は、令和5年9月11日及び11月10日の航行中に流木接触及び浮遊物の巻き込みが原因と思われる推進器の不具合が発生したため、運航を中止した。</p> <p>いずれも不具合発生後すぐに修理工場において点検を受け、プロペラ等の修理を行ったが、運航再開前に船舶安全法に基づき、日本小型船舶検査機構による臨時検査を受検する必要があったものの、受検せずに船舶運航事業を行っていたため、当局が同年12月14日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全統括管理者及び運航管理者が法令遵守と安全最優先の原則を徹底していない等の安全管理規程違反が確認された。</p>
指導の内容	<p>令和6年4月25日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、<u>輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</u> 2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、<u>船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</u> 3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、<u>船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。</u> 4. 船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、<u>自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡し、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。</u> 5. 運航管理者は、安全管理規程第44条並びに第48条及び事故処理基準第4条に基づき、<u>事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。</u>なお、報告にあたっては、事故の状況について判明したものから逐次報告すること。 6. 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、<u>実施した事故処理に関する訓練及び安全教育の概要等について記録簿に記録すること。</u> 7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、<u>経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。</u>